

公益通報の公表にかかる状況報告について

令和 6 年 1 月 26 日付けで、区が公表した公益通報にかかる事項のうち、杉並区教育委員会事務局等における不適切事案等の要因分析及び再発防止対策検討委員会で作成した報告書で指摘を受けた事項について、新たな事実等が判明したので、以下のとおり報告します。

1 今回の報告にかかる事案の概要及び指摘内容

区立済美教育センターに勤務していた元会計年度任用職員 A は、学力調査の分析業務を行うにあたり、委託業者から区に納品された学力調査に関する CD-ROM のデータを自身の私有パソコンに取り込み、分析作業を行っていた。当該データについては、A が任期満了に伴い退職する際、学力調査の分析結果等に関し、後任職員への適切な引継ぎ及びデータの保管がされていなかった。

なお、本人は、当該データを同センターの保存用の電子フォルダに格納し、その後、削除したと申し立てているが、私有パソコンとともに外部へ情報が流出する可能性があることへの対処が不明確であった。検討委員会の報告書においても有識者より、「データ返却等について、何らかの対応が必要である」と指摘を受けている。

2 警察に対する相談結果

区は、当該データの外部への持ち出し等に関し、警察に対して令和 5 年末頃相談を行い、この間、警察において、当該データの外部への持ち出しについて、A 所有のパソコンやスマートフォンを押収した上で、内容を確認して頂いたところ、関連する情報は一切確認できなかったため、捜査は終了する旨、令和 7 年 1 月に警察から連絡を受けた。

なお、捜査の過程において、業務とは異なるとされる不適正な超過勤務の状況が一部判明した。

3 その他

捜査の過程で判明した一部の不適正な超過勤務について、本人から弁護士を通じて超過勤務手当の返還の意思がある旨、申し出があったため、現在返還に向けて手続き中である。